

地 域 密 着 型

デイサービスセンター第二松丘園運営規程（介護予防事業）

第1章 事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人九十九里ホームが開設するデイサービスセンター第二松丘園（以下「事業所」という）が行う地域密着型認知症対応型通所介護・地域密着型予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態または要支援状態にある認知症高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目標とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター第二松丘園
- 二 所在地 千葉県山武郡横芝光町宮川12103-1

第2章 職員の職種、人数及び職務内容

（職員の職種、人数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 生活相談員 サービス提供時間を通じて1名以上
生活相談員は、利用者またはその家族と相談の上、通所介護計画

を作成しサービスの提供方法等について十分な説明を行う。

三 看護職員 1名 (兼務)

看護職員は、利用者の健康管理を行う。

四 介護職員 サービス提供時間を通じて1名以上

介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。

五 機能訓練指導員 1名 (兼務)

機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

六 管理栄養士 1名 (兼務)

管理栄養士は、利用者に必要な食事を適切な方法で提供できるようにする。

七 調理員 1名 (兼務)

調理員は、栄養士の指導に基づき、利用者に適切な食事を提供する。

八 事務員 1名 (兼務)

事務員は、利用者からの利用料の受入等事務上の業務を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から日曜日までとする。ただし、1月1日より1月3日は除く。

二 営業時間

午前8時から午後5時までとする。

ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。

三 サービス提供時間 9:00から16:00 (送迎時間を除く)

第4章 利用定員

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、一日当たり12名とする。

第5章 地域密着型認知症対応型通所介護・地域密着型予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料等

(地域密着型認知症対応型通所介護・地域密着型予防認知症対応型通所介護事業の内容)

第7条 地域密着型認知症対応型通所介護・地域密着型予防認知症対応型

通所介護事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- 四 介護方法の指導
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 入浴
- 八 食事

（地域密着型認知症対応型通所介護・地域密着型予防認知症対応型通所介護の利用料等）

第 8 条 地域密着型認知症対応型通所介護・地域密着型予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、地域密着型認知症対応型通所介護・地域密着型予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。

3 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。

- 一 通常の事業の営業時間外の利用については、別に定める料金表によるものとする。但し、原則として送迎は利用者または家族においておこなうものとする。
- 二 事業の通常の実施地域外の送迎は、別に定める料金表によるものとする。
- 三 食事の提供に要する費用
- 四 オムツ代
- 五 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

4 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、利用者、またはその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

第 6 章 通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、横芝光町の区域とする。

第 7 章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用する事とし、これに反した使用により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じる事ができるものとする。

4 その他この規定に定めるものの他、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

第 8 章 その他運営に関する重要事項

(緊急時における対応方法)

第 11 条 地域密着型認知症対応型通所介護・地域密着型予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に関する具体的な計画を立てて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

第 13 条 感染症や非常災害の発生時においてサービス提供を継続的に実施する為、非常時の体制で早期の業務再開を図る事業継続計画（BCP）を策定し計画に従い必要な措置を講ずる。職員にも業務継続計画を周知し研修・訓練の実施。定期的に計画の見直しもする。

(その他の事項)

第 14 条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催と共に、その結果について職員に周知徹底を図る。

3 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は速やかに市町村に報告し事実確認のために協力する。

4 サービス提供にあたり当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

5 職員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

6 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。

7 事業所は、より良いサービス提供のため、サービス担当者会議等において、個人情報提供を必要とする場合には、予め文書により了解を得るものとする。

8 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、社会福祉法人九十九里ホームと、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成 27年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。